

登録要件の確認のための提出資料について

令和5年12月1日
技術管理課

1. 要綱第5条第2号（共通仕様書の適合）に係る提出資料について

要綱第5条第2号の確認のために、当局の各共通仕様書の要件毎に申請者の標準製作仕様との対比表を作成して提出すること。なお、共通仕様書に記載の規格と異なる基準で製作する場合は、個別に審査を行うため、その旨を明記すること。

2. 要綱第5条第4号（納入実績の確認）に係る提出資料について

(1) 要綱第5条第4号に記載の納入実績を確認するため、次の資料を申請書に添付すること。

①納入先が国・地方公共団体・公共法人であることを確認できる資料。

②納入先が水道法（昭和32年法律第177号）上の浄水場・取水施設、又は下水道法（昭和33年法律第79号）上の終末処理場、ポンプ場、及び河川法（昭和39年7月10日法律第167号）上のポンプ場（排水機場）であることを確認できる資料。

③納入先の現有施設能力、現有排水能力が確認できる資料。

（一定規模以上の水処理施設等の納入実績を必要とする場合）

④納入時期が過去10年間および1年以上の稼働を確認できる資料。

（契約書、工事カルテなど）

⑤納入機器の内容が確認できる資料

（製作仕様、外径図、システム図、単線結線図、フローシート、操作要領など）

⑥下記の品目については、納入実績表に添付する申請機器を以下のように指定する。

品目番号1：「主ポンプ」

口径400mm以上の水道事業用ポンプ、（立軸斜流ポンプ、横軸両吸込渦巻ポンプ）

または、口径600mm以上の下水道事業用ポンプ（立軸斜流ポンプ、槽外形立軸渦巻斜流ポンプ）を含むものとする。

品目番号13：「制御盤」

「補助継電器盤」または「コントローラ盤」を含むものとする。

品目番号15：「直流電源装置・無停電電源装置」

小型UPS等の汎用品は実績に含まない。

(2) 名古屋市上下水道局に納入した機器については、上記の確認資料を添付しない場合でも納入実績として認めるものとする。

(3) 上記の確認資料は、納入実績表（様式第3）の次ページに実績番号ごとにまとめて添付すること。

3. 要領第2条第1号に記載の自動除塵機の試作について

自動除塵機（チェン式）について、現行または過去の「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者登録制度」に基づき、当局へ機器を納入している場合、若しくは試作機の確認申請書類を提出している場合は、改めて要領第2条第1号に記載の試作機に関する確認書類を提出する必要はない。

以上